

刑法改正 110年ぶりに
強姦に対する罰則などを見直しへ

性犯罪厳罰化 「それでも手ぬるい」と 被害者の声

「13歳以上は必死に抵抗しないとレイプと認めてくれない。でも、同意のない性行為はすべて性暴力だと思うんです。刑法改正案は非親告罪化など評価できるところもありますが、犯罪の成立に必要とされている暴行・脅迫要件は撤廃されていません。大事な部分が抜け落ちているんです」

と話すのは、「性暴力と刑法を考える当事者の会」代表の山本潤さん。今国会に提出された刑法改正案は、悪法・共謀罪をめぐる与野党攻防の陰に隠れて、まだ成立をみていない。性犯罪の法定刑を引き上げるほか、性交類似行為を現行の強姦罪の対象に含めるなど厳罰化する内容（※次ページの表

を参照）になっている。

性犯罪については1907（明治40）年の刑法制定から1度も大きな改正がなく、改正案が成立すれば110年ぶり。しかし、関係団体や専門家からダメ出しが相次ぐ。

性暴力被害者を支援するNPO法人「レイプクライシスセンターT.S.U.B.O.M.I」代表の望月晶子弁護士も、

「いちばんの問題は暴行・脅迫要件が残ったこと。例えばこんな事件があった」と話す。

「ある女性が襲われ、逃れられない現実を受け入れつつも、せめて妊娠は避けたいと思って、加害者にコンドームをつけて」とお願いした。

一生秘めておこうと思った。

抵抗すると殺されるのでは……

幼いときに、父が……、兄が……

※写真はイメージです